

川西市景観計画（川西市景観条例）に基づく届出等について

1. 届出を要する行為

市全域で、次の表に掲げる区域・地区ごとに一定規模以上の建築等の行為を行う場合は、あらかじめ景観法に基づく届出や景観条例に基づく事前協議が必要になります。

区域

行為の種類		自然景観		市街地景観		
		市街化調整区域		住居系の区域 ¹	商業系の区域 ²	工業系の区域 ³
建築物の建築等	新築 増築 改築 移転	・高さが12mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもの		・高さが12mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもの	・高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	・高さが12mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
	外観の変更	・上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が300㎡を超えるもの		・上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が300㎡を超えるもの		
工 作 物 の 建 設 等	新設 増築 改築 移転	・高さが10m（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが10m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500㎡を超えるもの		・高さが12m（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが12m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500㎡を超えるもの	・高さが15m（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが15m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの	・高さが12m（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが12m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	外観の変更	・建築物に準ずる		・建築物に準ずる		
開発行為		・建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が3,000㎡以上のもの		-	-	-
木竹の伐採		・一団となった伐採面積が3,000㎡を超える木竹の伐採		-	-	-

1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

2 近隣商業地域、商業地域
3 準工業地域、工業地域

4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に規定するもの

地区（景観形成重点地区）

行為の種類		河川景観地区	川西能勢口駅前地区	黒川地区
建築物の建築等	新築 増築 改築 移転	・高さが10mを超え、又は建築面積が90㎡を超えるもの	・建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する規模	・建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する規模
	外観の変更	・上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が100㎡を超えるもの	・上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が100㎡を超えるもの ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で規定する風俗営業及び風俗関連営業を行うための施設	・外観1面あたりの見付面積の1/2を超える変更
工 作 物 の 建 設 等	新設 増築 改築 移転	・高さが10m（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが10m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が90㎡を超えるもの	・建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を要する規模	・建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を要する規模 ・太陽光発電設備等 ⁵ の設置（建築物と一体になるものを除く。）
	外観の変更	・建築物に準ずる		
開発行為		・建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が500㎡以上のもの		
木竹の伐採		・高さが10mを超える木竹の伐採 ・一団となった伐採面積が500㎡を超える木竹の伐採	-	-

4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項に規定するもの（黒川地区においては、太陽光発電設備等を含む。）

5 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備を指す。

2. 届出等の流れ

届出を要する行為及び事前協議を要する行為は、以下の図に示す手続きに基づき、市長への届出が必要になります。

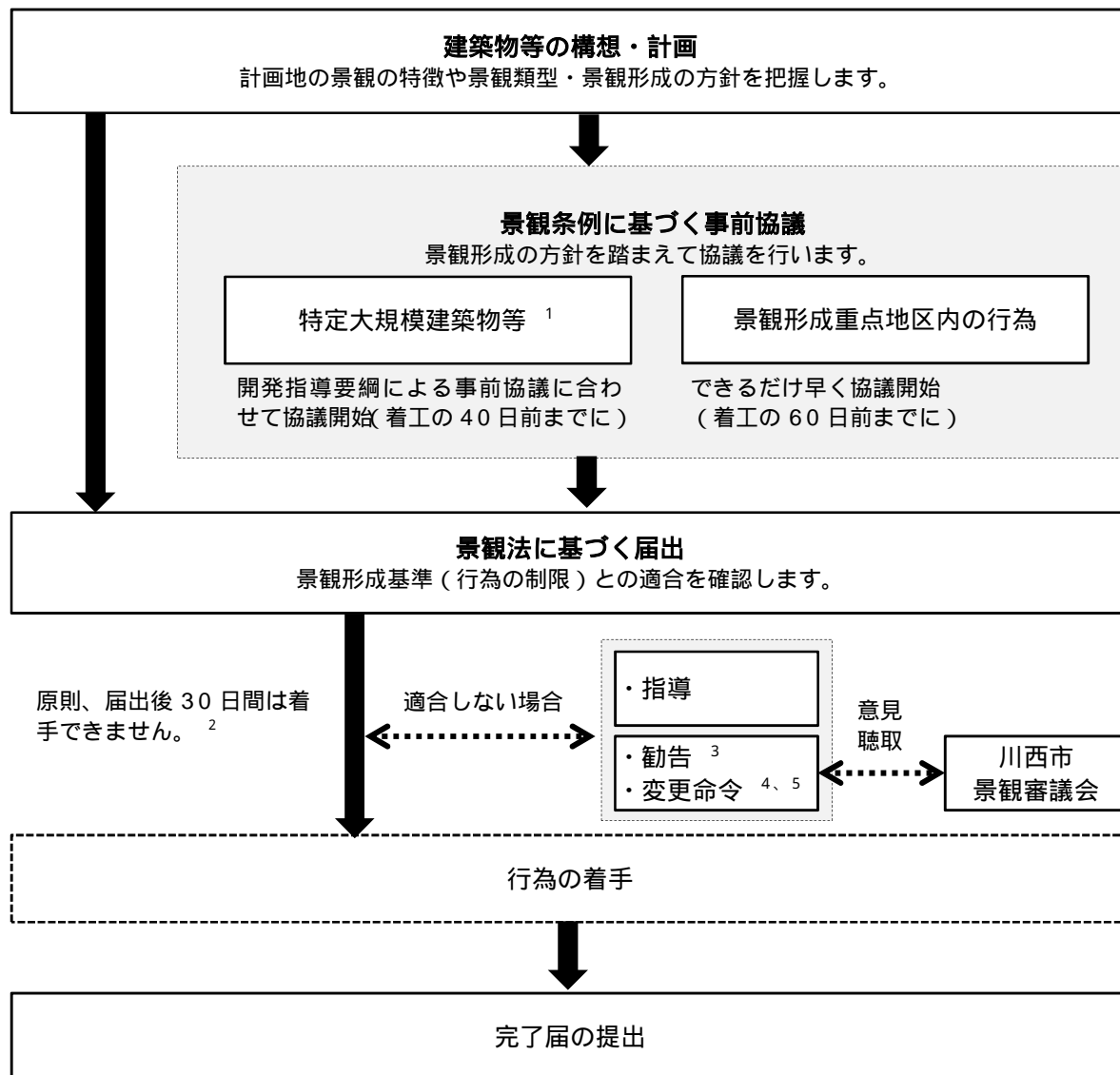


図 手続きのフロー

- 1 高さ31メートルを超える建築物（容積率400パーセント以上の近隣商業地域又は商業地域では、高さ60メートルを超える建築物）
- 2 特定届出対象行為（建築物の建築等、工作物の建設等）の場合は、着手の制限期間が90日まで延長されることがあります。
- 3 勧告に従わない場合は、景観条例の規定に基づき氏名等を公表することがあります
- 4 特定届出対象行為（建築物の建築等、工作物の建設等）の場合は変更命令を出すことがあります。
- 5 変更命令に従わない場合は、景観法に基づく罰則を適用することがあります。

3. 届出を要する行為に関する景観形成基準（景観形成重点地区を除く）

区域別の届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

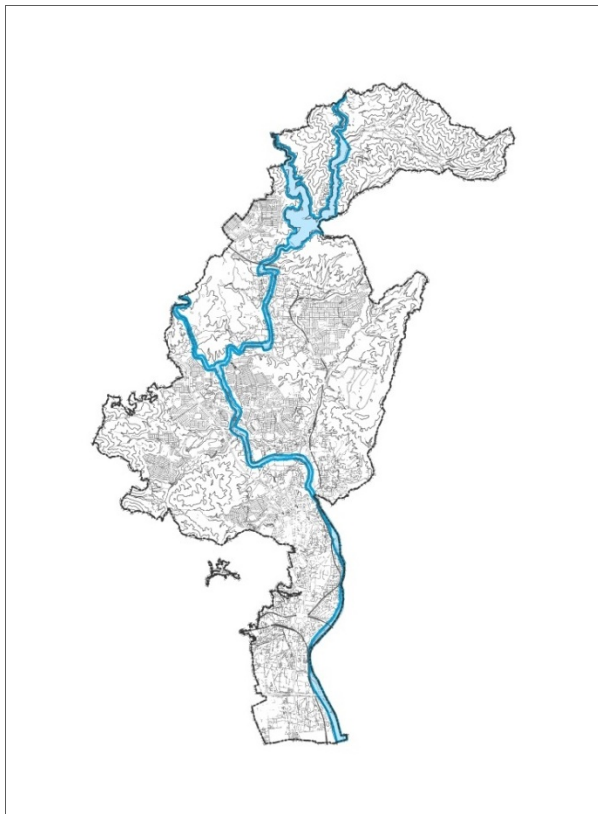
区域		自然景観区域	市街地景観区域																
基準		自然景観形成基準	市街地景観形成基準																
建築物の建築等・工作物の建設等																			
建築物等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然緑地の景観と調和する意匠とする。 ・屋根は、自然緑地の景観との調和に配慮し、できるだけ勾配屋根とする。 ・屋根及び壁面は自然緑地と調和する色彩とする。 ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6以下	Y(黄)	4以下	その他	2以下	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建築物、景観との調和のある高さとする。 ・建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする。 ・立地条件を十分考慮するとともに、周囲の建築物景観との調和に配慮した意匠とする。 ・壁面は道路に面する面だけではなく側面、背面にも配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配慮した意匠とする。 ・屋根の色彩は周辺建築物の色彩と調和させるとともに落ちついたものとする。 ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6以下	Y(黄)	4以下	その他	2以下
	色相	彩度																	
R(赤)・YR(橙)	6以下																		
Y(黄)	4以下																		
その他	2以下																		
色相	彩度																		
R(赤)・YR(橙)	6以下																		
Y(黄)	4以下																		
その他	2以下																		
	屋外施設、屋外階段、ベランダ、バルコニー付属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、街並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。 ・屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 ・建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 ・屋上に駐車場を設ける場合は周囲から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 ・街路景観を混乱させない位置とする。 ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。 																
屋外広告物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 ・街路景観を混乱させない位置とする。 ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 ・街路景観を混乱させない位置とする。 ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。 																
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成上の障害要素とならないよう、周囲の景観との調和に配慮した規模とする。 																	
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・周囲の景観特性に十分配慮し街並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 																	
土地・敷地	造成	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の土地の形状が周辺の自然景観と調和のとれたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 																
	建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の立地特性や周辺地区の望ましい景観のあり方に配慮して、周囲の景観と調和しやすい位置に配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の立地特性や周辺地区の望ましい景観のあり方に配慮して、周囲の景観と調和しやすい位置に配置する。 ・ランドマークとなる可能性を有する場合、市の景観の構造及び構成に配慮して配置する。 																
	門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から自然緑地への視界を遮蔽しないよう配慮する。 ・周囲の景観に殺伐感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路空間等に威圧感、圧迫感を与えたり、周囲の景観に殺伐感を与えないよう配慮する。 																
	敷地の植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然緑地との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 ・道路等から見て、周辺の自然緑地との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植生・植栽との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 ・道路等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 																
	屋外駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、配置や植栽等に配慮する。 																	

その他の行為	
開発行為 (土地の形質の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁やのり面が生じる場合は、擁壁やのり面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹林・既存樹木は可能な限り保全し、やむを得ず保全できない場合は、敷地内に移植するなど、伐採は必要最小限とする。 ・伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように、可能な限り植栽等を行うものとする。ただし、樹種の選定に当たっては、既存の植生に配慮する。

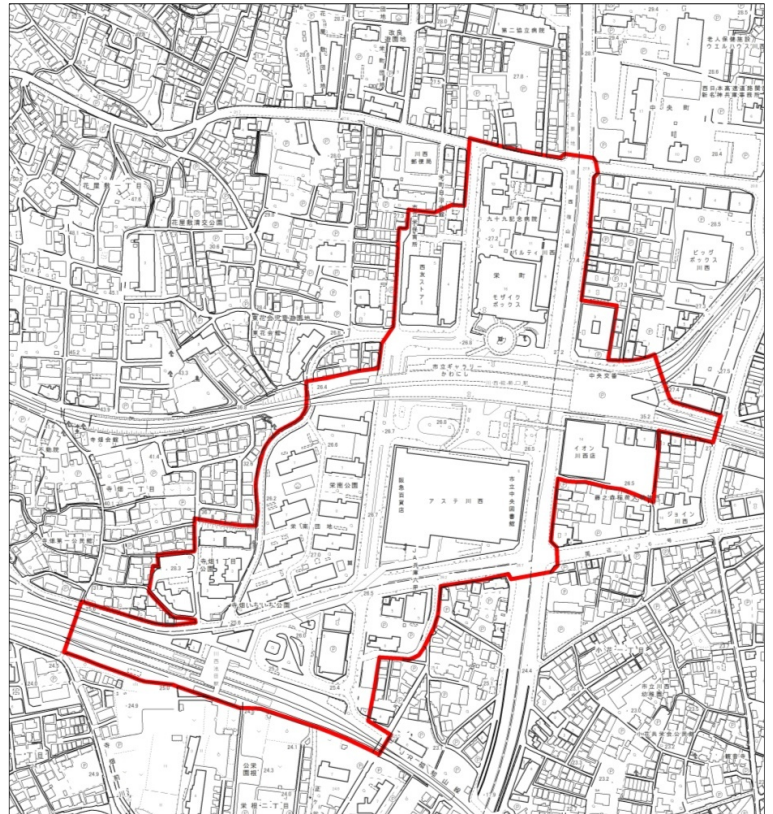
4 . 景観形成重点地区

特に景観上重要と認められる地区として、以下の地区を指定しています。

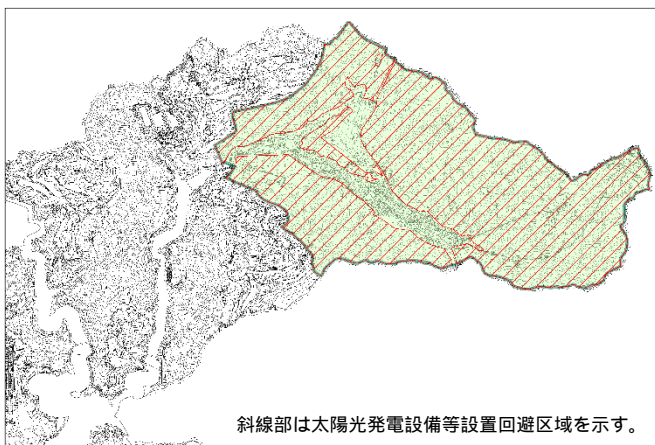
A 河川景観地区



B 川西能勢口駅前地区



C 黒川地区



詳細については、窓口の図面をご確認ください。

5. 景観形成重点地区内の届出を要する行為に関する景観形成基準

地区別の届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

A 河川景観地区

建築物の建築等・工作物の建設等										
建築物等	高さ 全体、屋根・壁面等の意匠	<ul style="list-style-type: none"> 河川の各区間の景観と調和する高さとする。 建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする。 河川の各区間の景観特性を十分考慮し、周囲の河川景観との調和に配慮した意匠とする。 壁面は河川、道路に面する面だけでなく側面、背面にも配慮した意匠とする。 屋根は周囲の河川景観との調和に配慮し、できるだけ勾配屋根とするとともに、色彩は落ちついたものとする。 屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="659 539 1426 669"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(レンガタイル等)を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6以下	Y(黄)	4以下	その他	2以下
	色相	彩度								
R(赤)・YR(橙)	6以下									
Y(黄)	4以下									
その他	2以下									
屋外施設、屋外階段、ベランダ、バルコニー、付属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、周囲の河川景観と調和する配置と意匠とする。 屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 屋上に駐車場を設ける場合は河川側等から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 									
屋外広告物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 集約化を図るなど周囲の河川景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 周囲の河川景観を混乱させない位置とする。 								
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成上の阻害要素とならないよう、周囲の河川景観との調和に配慮した規模とする。 								
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 集約化を図るなど周囲の河川景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 河川の各区間の景観特性に十分配慮し、調和を乱さない質の高い意匠とする。 退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 								
土地・敷地	造成	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の土地の形状が周囲の河川景観と調和のとれたものであること。 								
	建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> 河川の各区間の景観特性や望ましい景観のあり方に十分配慮して、周囲の河川景観と調和する配置とすること。 								
	門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の河川景観と調和するものとする。 								
	敷地の植栽	<ul style="list-style-type: none"> 河川の各区間の植生・植栽との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 河川側等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 								
	屋外駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> 河川側等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、駐車場等の配置や植栽等に配慮する。 								
その他の行為										
開発行為 (土地の形質の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁やのり面が生じる場合は、擁壁やのり面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。 									
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 既存樹林・既存樹木は可能な限り保全し、やむを得ず保全できない場合は、敷地内に移植するなど、伐採は必要最小限とする。 伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように、可能な限り植栽等を行うものとする。ただし、樹種の選定に当たっては、既存の植生に配慮する。 									

B 川西能勢口駅前地区

建築物の建築等・工作物の建設等			
建築物等	規模	高さ	・建築物については、第一種低層住居専用地域を除き原則 17メートル以上（おおむね5階程度以上）とすることが望ましい。ただし、敷地の規模形状により、これによりがたい場合は緩和することができる。
		建築面積等	・建築物については、原則 200 平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、敷地面積が狭小でこれによりがたい場合は緩和することができる。
	意匠	全体	・地区に突出感、違和感を与えない意匠とする。
		壁面設備等	・建築物については、給水管、ダクト等を外壁面に露出させないように設置する。
		屋上設備等	・建築物については、壁面をたちあげる、ルーバーで覆う等、直接見えにくいように設置する。
		ベランダ等	・共同住宅においては、道路から洗濯物が直接見えにくいものとする。
		1階部分等の形態	・建築物については、商業ビルにおいて、街のにぎわいに配慮する。そのため、 （イ）ショーウィンドー、ギャラリー等を設置するよう努める。 （ロ）シャッターは遮断感の少ないパイプシャッター等とする。ただし、地区単位でシンプルに美装化されたシャッターはこの限りでない。
		外壁等	・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。
	色彩	・建築物、工作物とも外壁等の基調となる色彩は、自然景観色の変化が美しく見える彩度範囲の中で、次のものとする。 （イ）色相が赤系（5R）から橙系（10YR）までは、明度6から8かつ彩度3以下とする。 （ロ）色相が橙系（10YR）を超えて黄系（10Y）までは、明度6から8かつ彩度2以下とする。 （ハ）他の色相は、明度6から9かつ彩度1以下とする。 ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。	
	歩行者デッキからの表情	・当該地区では、阪急電鉄・能勢電鉄「川西能勢口駅」とJR「川西池田駅」間が商業ビルを経由して歩行者用デッキでつながれ、歩行者の主要な動線となっている。そこで、建築物等については、ここからの外観（表情）に配慮し、外壁にシンプルで創造性にあふれるアクセントを設けるなど、歩行者に潤いや、やすらぎとともに活気が感じられるようにする。	
付帯施設	・車庫、自転車置場、倉庫、ゴミ置場等は、目立たない位置に設置し、建築物や工作物本体と調和したものとする。		
自動販売機	・屋外に自動販売機を設置する場合、隣接する建築物との調和に配慮した色彩とする。基調となる色彩は、原則としてマンセル表色系 5Y7.5/1.5 を推奨する。		
屋外広告物	位置	・街路景観を混乱させない位置とする。 ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。	
	規模	・景観形成上の阻害要素とならないよう、周辺の景観との調和に配慮した規模とする。	
	意匠	・周囲の景観特性に十分配慮し街並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。	
	その他	・まちの顔としてふさわしいものとなるよう、極力数を少なくし、建築物や工作物と調和した良質なものとする。窓等から外へ向けての広告文字等も同様とする。	
土地・敷地	造成	・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。	
	建築物・工作物の位置	・建築物については、1階部分の前面道路部において、原則 1.0メートル以上後退させることが望ましい。ただし、幅員の広い歩道に接する場合は緩和することができる。 ・工作物については、地区に突出感、違和感を与えない位置とする。	
	敷地の植栽	・周囲の植生・植栽との調和に配慮し、積極的に花壇の設置や季節感のある植栽を行う。 ・道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。	
その他の行為			
開発行為 （土地の形質の変更等）	・現状の地形を活かし、地形の改変は必要最小限とし、変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁やのり面が生じる場合は、擁壁やのり面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。		

C 黒川地区

建築物の建築等・工作物の建設等			
建築物等	規模	全体	・里山の山並みへの眺望、ゆとりある集落景観に対して著しく突出した印象を与えないように、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
		高さ	・里山の山並みや、厨子(つし)二階建てなどが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。
	形態・意匠	屋根	・屋根はおおむね3寸～5寸勾配とし、切妻又は入母屋形状となるように努める。ただし、茅葺屋根(鉄板葺き)の場合は、この限りでない。
		外壁	・外壁は、地区の景観特性への調和に配慮し、漆喰等の自然素材を採用するように努める。
		修繕	・良好な里山、集落景観の形成に寄与する建築物等の屋根、外壁等を修繕する際は、原則として現在の意匠を保全するため、同種の形態・意匠や素材等の採用を検討することで、現状の景観の保全に努める。
		材料	・材料選定の際は、現状の景観保全に配慮するとともに、退色・損傷しにくく、耐候性のある外観材料の採用に努める。
		色彩	・屋根、外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <屋根> (イ)色相が赤系(R)・橙系(YR)の場合：明度6以下かつ彩度6以下 (ロ)色相が黄系(Y)の場合：明度6以下かつ彩度4以下 (ハ)他の色相の場合：明度6以下かつ彩度2以下 <外壁> (イ)色相が赤系(R)・橙系(YR)の場合、彩度6以下とする。 (ロ)色相が黄系(Y)の場合、彩度4以下とする。 (ハ)他の色相の場合、彩度2以下とする。 ・外壁に漆喰を使用する場合は、景観の連続性に配慮し、周辺の建築物等の色彩に合わせた色味を採用する。
	屋外施設等	・給湯器、室外機等の設備機器等を屋外に設置する場合は、検討段階から建築物本体と調和したデザイン(ルーバー遮蔽等)となるように努める。 ・配管類は機能性を確保した上で、できるだけ建築物の外部に露出しないように配慮する。	
	擁壁(法面)の外観	・土留めは、地区の景観特性である石積み擁壁を用いるなど、良好な里山、集落景観の形成に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。 ・既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させたうえで、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景を行う。	
	垣・柵の構造	・敷地境界の垣・柵等は生垣や樹木とするように努める。なお、門、塀等による場合は、できる限り自然素材の採用を検討するとともに、自然素材以外の既成品を使用する場合は、形状や色彩(色彩等の基準を参考にする)に配慮し、良好な里山、集落景観の形成に努める。	
附属建築物等	・蔵、倉庫、車庫等の附属建築物は、主屋の意匠との調和に配慮(屋根形状の整合、同種の自然素材の採用等)するとともに、敷地からの見え方(近景レベル)に配慮したデザインの検討に努める。 ・既存の附属建築物の外観を修繕する場合で、主屋の意匠や周辺景観との調和への配慮に欠ける場合は、その修景に努める。		
自動販売機	意匠	・敷地内や建築物等に隣接して自動販売機を設置、入れ替える場合は、周辺景観から突出した印象にならないように、既存建築物や里山、集落景観との調和に配慮した色彩や囲いの採用に努める。	
屋外広告物	全体	・屋外広告物(看板、広告幕及び広告塔等)の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、良好な里山・集落景観の形成に努める。	
	意匠	・色彩については、建築物等(外壁)に準ずる。 ・周囲の景観特性に十分配慮し、まちなみの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。	
	その他	・窓ガラスの屋内側に貼り付ける広告等も屋外広告物に準ずる。	

太陽光発電設備等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点(景観ビューポイント)から各方位に展望できる周辺景観は重要な要素であることから、当該部分への設置は避ける。
	色彩・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュール(パネル)は、黒色又は濃紺色かつ低明度、低彩度とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ・太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように十分配慮する。 ・太陽光発電以外の設備機器本体や太陽光モジュールを支持するフレームの色彩及びパワーコンディショナーや分電盤等の付帯設備は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和に十分配慮する。 ・事業区域の周囲から設備部分はできる限り後退させるとともに、敷際は植栽による修景を行う。 ・事業区域の周囲にフェンス等を設置する場合は、ダークブラウン(10YR2.0/1.0)を基本とし、周囲の景観との調和に十分配慮する。
土地・敷地	造成	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内の既存樹木、緑地等の保全に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。
	建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 ・地区内の建築物等による景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置に配慮する。 ・里山眺望が遮断されないよう建築物・工作物等を配置する。 ・建築物等の壁面線は、里山の山並みへの眺望確保やゆとりある集落景観の保全形成に配慮し、道路境界線や隣地境界線からできる限り後退する。
	敷地内緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は、それを保全するように配慮する。
その他の行為		
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は保全に努める。 ・主要な眺望点(景観ビューポイント)から各方位に展望できる山並み景観において、容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくすための修景に努める。

問い合わせ先・届出窓口

川西市 都市政策部 都市政策課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

TEL 072(740)1201 / FAX 072(740)1323